(二)　(一)以外の場合

一・二五ミリワット以下（一の通信系における平均の空中線電力を三デシベル低下させる機能を具備しない場合にあつては、〇・六二五ミリワット以下）

［下　略］

チ　帯域外漏えい電力は、次のとおりであること。

(1)　五、二一〇MHz（五・二GHz帯高出力データ通信システムの無線局が使用するものを含む。）及び五、三三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
［略］			
五、五三〇MHz	五、三七〇MHz以上五、四五四・八MHz以下	七五・二MHz以上一六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下 ただし、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合にあつては、一二・五マイクロワット以下
	五、四五四・八MHzを超え五、四七〇MHz以下	六〇MHz以上七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下 ただし、五・二GHz帯高出力データ通信システムの基地局又は陸上移動中継局の五、二一〇MHzの周波数の電波と同時に使用する場合にあつては、五〇マイクロワット以下
［略］			

注　fの単位は、MHzとする。

(2)　［略］

［リ　略］

［六・七　略］

［下　同上］

チ　［同上］

(1)　五、二一〇MHz及び五、五三〇MHz又は五、六一〇MHzの周波数の電波を同時に使用する場合

基準チャネル	周波数帯	基準チャネルからの差の周波数（f）	一MHzの帯域幅における等価等方輻射電力
［同上］			
五、五三〇MHz	五、三七〇MHz以上五、四五四・八MHz以下	七五・二MHz以上一六〇MHz以下	二・五マイクロワット以下
	五、四五四・八MHzを超え五、四七〇MHz以下	六〇MHz以上七五・二MHz未満	一五マイクロワット以下
［同上］			

注　fの単位は、MHzとする。

(2)　［同上］

［リ　同上］

［六・七　同上］